

## 厚生常任委員会記録

令和7年12月16日（火）於 第2委員会室  
開会 午前10時00分  
散会 午前11時03分

○出席委員（6名）

3番 志村洋子 委員 4番 三浦行 委員 10番 成田大介 委員  
12番 斎藤豪 委員 16番 木村隆洋 委員 23番 石岡千鶴子 委員

○出席理事者（7名）

|           |      |         |      |
|-----------|------|---------|------|
| 市民生活部長    | 佐藤真紀 | 市民課長    | 長利博子 |
| 福祉部長      | 秋田美織 | 福祉総務課長  | 高屋憲  |
| 健康こども部長   | 佐伯尚幸 | こども家庭課長 | 清野悟  |
| こども家庭課長補佐 | 太田宏之 |         |      |

○出席事務局職員（2名）

次長 長竹内孝行 書記 田村宣樹

開会に先立ち、委員会傍聴の申入れに対し、議会基本条例第4条第2項に基づき許可したところであります。

【午前10時00分 開会】

○委員長（成田大介委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案3件及び請願2件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

---

### 議案第124号 弘前市印鑑条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（成田大介委員） まず、議案第124号弘前市印鑑条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤真紀） 議案第124号弘前市印鑑条例の一部を改正する条例案について御

説明申し上げます。

本条例案は、電気通信事業法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

お配りしております資料1の電気通信事業法・新旧対照表を御覧願います。

改正後の電気通信事業法において、第12条の2第4項第2号が新設されることに伴い、現行の「第12条の2第4項第2号」が「第12条の2第4項第3号」と改められることとなります。

次に、資料2の弘前市印鑑条例・新旧対照表を御覧願います。

第13条の2は、電気通信事業法を引用しており、同法の改正により引用条項にずれが生じることから、現行の「第12条の2第4項第2号」を「第12条の2第4項第3号」に改めようとするものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を定めたものであり、公布の日または電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日とするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（成田大介委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

#### 議案第125号 弘前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（成田大介委員） 次に、議案第125号弘前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（秋田美織） 議案第125号弘前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の規定に基づき、弘前市災害弔慰金等支給審査会を設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、別にお配りしております資料に沿って御説明させていただきますので、資料1を御覧願います。

1、改正理由であります。

災害救助法が適用となる規模等の災害が発生し、その災害を直接的な原因として死亡または重度障がいが残った場合、市区町村は、遺族等に対して災害弔慰金等を支給しております。

災害弔慰金等は、災害による死亡等に加え、被災後の心身の負担等が原因で亡くなった場合、いわゆる災害関連死で亡くなった方についても支給されますが、支給対象となるかどうかについては、災害と死亡等との因果関係の有無の判定が必要となります。

当市においては、これまで災害と死亡または重度障がいの因果関係の判定が困難な場合には、審査事務を県に委託するなどにより対応することとしておりました。

近年、大規模な自然災害が頻発している中、災害による死亡等であるかどうかの判定が困難な場合に、その因果関係について専門的見地から調査・審議を行い、支給決定を迅速に行うことができるよう、弘前市災害弔慰金等支給審査会を設置しようとするものであります。

次に、2、審査会の概要であります。

委員数は5人以内とし、委員構成は、医師及び弁護士、その他市長が必要と認める者としております。任期は2年、報酬は、会長は1万2100円、委員は1万円としております。

次に、3、改正内容であります。資料2の新旧対照表を御覧願います。

弘前市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条及び第9条に、災害弔慰金等の支給に当たり死亡及び障がいが災害によるものか判断が困難であるときは審査会に諮問するものとする規定を加えるとともに、第16条から第22条に災害弔慰金等支給審査会の設置等に係る規定を追加しております。

あわせて、附則において、施行期日及び最初の審査会の会議の招集について定めるほか、弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例に災害弔慰金等支給審査会の委員を加える改正を行うものであります。

改めまして、資料1にお戻り願います。

最後に、4、施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上です。

○委員長（成田大介委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○16番（木村隆洋委員） 今回、災害弔慰金等支給審査会で、いわゆる災害関連死を認めていくという形になるかと思います。

当市に関しては、幸いにしてこれまでかなり大きい災害というのではないというふうに認識もしております。

先般、八戸市でも震度6強の地震が起きているところですが、この災害関連死の考え方、概念自体は恐らく、最初に出てきたのは阪神淡路大震災だというふうに認識はしているのですが、恐らく本格的な災害関連死の考え方というものは、やはり平成28年の熊本地震以降だろうというふうに認識しております。

国等でも、平成31年に、この関連死に関して自治体に周知等も行っているというところで、今回、この規定が設置されていくというのは、これからに対する備えとしては非常にいいことだろうと。

ただ、1点、この災害関連死の考え方。それこそ、医師の先生方にも入っていただくと。例えば基礎疾患がある方とかをどう、この災害関連死の考え方というのが、幾ら国の指針という考え方を見ても、こういう言い方をすれば失礼ですが、どこをどう調べても自治体に丸投げのような感じなのですよ、この災害関連死の考え方。平成31年の国の周知も、正直、多分今の担当者の皆さんには、国でもう少しきちんとしたガイドラインをつくってくれよというのが本音

だと思うのですが。

今回、これを設置するに当たっての、市としての災害関連死の考え方というのがある程度ないといけないなと思っているのですが、そこに関してどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

○福祉総務課長（高屋 憲） まず、災害関連死自体の考え方なのですけれども、国で、災害による負傷の悪化または避難生活における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、災害が原因で死亡したものと認められるものというふうに定義されておりまして、この災害関連死については様々なケースが想定されるところなのですけれども、先ほど委員がおっしゃられたとおり、国では統一的な基準というのを設けておりませんで、その代わりなのですけれども、過去の認定・不認定の事例をまとめた災害関連死事例集を作成して公表しております。

この災害関連死事例集の中には裁判例というのもまとめられておりますので、地方自治体、弘前市においても、こちらの事例集であるとか、過去の判例とかを参考にしながら審査会に付託するような形にならうかと考えております。

○16番（木村隆洋委員） 正直、裁判となってしまうとなかなか難しい、判例を踏襲するというのはもちろん大事な部分でもあるのですが、例えば車中で寝泊まりをしてエコノミークラス症候群になってしまったとか、分かりやすい事例だといいのですが、基礎疾患がある方がその災害によってどこまで、どういう状態でというのが多分、個人的には本当に難しいのだろうなと。極端な話、医師の先生方によって意見が分かれるような事例も今後は想定されるのだろうなという意味では、本来は、我々災害が少ない地域だというふうな部分も考えてはいるのですが、それでもやっぱりこういう想定をしている中での事例を認定しなければいけないという部分では、結構大変な部分なのかなというふうには認識しております、国の動きを見ても。

今回、この委員の中に、医師の先生方のほか、その他市長が必要と認める者ということを挙げられておりますが、これは具体的にどういった方を想定しているのかお伺いいたします。

○福祉総務課長（高屋 憲） その他市長が必要と認める者の構成につきましては、例えばなのですけれども、大学の教員であるとか、あとは国でこういった方という事例を挙げておりまして、医療のソーシャルワーカーであるとか、そういう方を想定しているところであります。

○23番（石岡千鶴子委員） 審査会が5名ということで、最後、混迷というか、複雑な回答になった場合に、これはなるとか、ならないとか、決めなければいけないのですか。

○福祉総務課長（高屋 憲） 国の災害弔慰金の法律において、こちらの審査会の位置づけなのですけれども、合議体ということで位置づけられております。

ですので、1回の審査会で決めることなく、結論が出るまで何度も合議を続けていただき、結論を出していただくことを想定しております、最後、複雑なところに関しましては、全ての委員の皆様が一つの結論に納得できるような形になるまで合議を続けていくことを想定しているものであります。

○23番（石岡千鶴子委員） 例えば、遺族の方が、これはちょっとおかしいのではないかという異議申立てをしたときの情報公開とか、裁判に至ったときにつまびらかにするような措置というのは十分施されているのでしょうか。

○福祉総務課長（高屋 憲） こちらの災害弔慰金の審査につきましては、基本的には個人情報がかなり含まれるような内容も審査されることになるかと思います。ですので、この審査会の議事録等については非公開にしている自治体が多く、当市でもその予定としております。

あと、こちらに対する不服申立てについては、行政でいろいろ結論を出す際に不服を申し立てられる、そういった一般的の手続に沿って不服申立てが行われることになるというふうに考えているところであります。

○委員長（成田大介委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

議案第126号 弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例案

---

○委員長（成田大介委員） 次に、議案第126号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 議案第126号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

1、改正理由について御説明いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、条例を定めるに当たって従うべき基準及び参酌すべき基準が改正されたことに伴い、関係規定を整備するなど所要の改正をしようとするものであります。

次に、2、改正条例について御説明いたします。

本定例会において、弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、弘前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、弘前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の四つの条例を改正しようとするものです。

それぞれの条例の概要について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

子ども・子育て支援法において、都道府県等の認可を受けた保育所、幼稚園、認定こども園

を総称して教育・保育施設と定義しており、市町村の認可を受けて行う家庭的保育事業、事業所内保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業を地域型保育事業と定義しております。この地域型保育事業等は、資料3で御説明いたします家庭的保育事業等と同意義となります。

教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者は、子ども・子育て支援法の規定により、市町村から運営に関する基準を満たすことの確認を受けることで、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業と定義され、施設型給付費または地域型保育給付費と呼ばれる児童の保育等に要する費用、いわゆる運営費を市町村から支給されることとなります。

本条例は、当市における運営費支給に当たって確認する運営基準を定めたものとなっており、その内容につきましては、国基準に従い、または参酌して定めることとされております。

次に、資料3を御覧ください。

弘前市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

資料2でも御説明いたしましたが、地域型保育事業等は、児童福祉法において家庭的保育事業等と定義されており、市町村が実施主体とされているため、市町村以外の者が家庭的保育事業等を行う場合には市町村の認可が必要とされております。本条例は当市において家庭的保育事業等を市以外の者が行うに当たっての認可基準を定めたものとなっており、その内容につきましては、国基準に従い、または参酌して定めることとされております。

次に、資料4を御覧ください。

弘前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法に規定される小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であります。

本条例は、この事業を実施するに当たり、本市における運営基準を定めたものとなっており、その内容につきましては、国基準を参酌して定めることとされております。

次に、資料5を御覧ください。

弘前市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

令和5年12月に閣議決定したこども未来戦略において、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的に、国は乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を創設しております。

従来、保育所や認定こども園、幼稚園を利用するためには、保護者の就労など保育の必要性がある、もしくは満3歳以上であるという要件を満たしている必要がありましたが、本事業は、これまでこれらの要件を満たせず、保育所等を利用できなかった零歳6か月から満3歳未満の子供を対象に、保護者の就労などの要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等に通うことができるものとなっております。

この乳児等通園支援事業を行う場合には、児童福祉法の規定により市町村が実施主体とされており、市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合には市町村の認可が必要とされております。本条例は当市において乳児等通園支援事業を市以外の者が行うに当たっての認可基準を定めたものとなっており、その内容につきましては、国基準に従い、または参酌して定める

こととされております。

資料1にお戻りください。

3、改正内容を御説明いたします。

内容といたしましては、児童福祉法の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴い、改正条例②から④において、各施設に置かなければならないこととされている保育士について、県が認定地方公共団体の実施主体となり、地域限定で保育士同様に業務を行うことが可能となる地域限定保育士も保育士とみなすこととされたほか、改正条例①から④で定める保育所等において、虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが創設され、児童福祉法が改正されたことに加え、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、改正条例①では、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の職員も同様に虐待等の禁止について追加されるものです。

また、改正条例②において、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができるこことされたことなど、所要の改正をするものであります。

4、施行期日は、公布の日からとしております。

別紙資料6には、新旧対照表を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

○委員長（成田大介委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○16番（木村隆洋委員） 今回、国の法改正による自治体の条例改正で、これは今まで、何回も行っているのかなという感じでは見ているのですけれども、今回一つ気になったのが、新たに地域限定保育士という概念が、これまでではなかったかなという。

先ほど部長の御説明の中で、その地域に限って保育士と同様の仕事ができるというか、保育所等々で動けるという話だったのですけれども、もうちょっと具体的に、例えばこういった場合にこういった方が地域限定保育士になれますよという、この地域限定保育士の概念というか、そこをちょっと具体性を持ってお伺いできればと思います。

○こども家庭課長（清野 悟） 地域限定保育士に関してですけれども、都道府県が国に申請して試験を実施することになりますて、それに基づいて保育士以外の方がその試験を受験しまして、認められた場合には地域限定保育士となります。

地域限定保育士というのは、特に保育士や保育人材が不足するおそれが大きい地域において、集中的に保育人材確保に取り組むことができる制度となっております。

その対応といたしましては、現状の保育士と同等の対応になりますて、保育業務に携わることとなります。

保育士との違いということだと思いますけれども、保育士に関しましては国家資格を取る必要がありありますが、地域限定保育士とは、必要な知識及び技能を判定する試験として適当であるか国が確認の上、認定された都道府県等が実施する地域限定保育士試験を合格した者が取得できる制度となっております。先ほども言いましたが、待遇等は保育士と同様のものとなつております。

○16番（木村隆洋委員） 都道府県が実施する試験に合格すればなれると。初めてなので、市としてもどういった方が来るかというのは、具体的にと聞いたのですけれども、多分まだ想定できていないのかなという感じはするのですが。

この制度が新しくできたことによって、保育士不足みたいなところがこれまで以上に解消に向かうのではないかという期待感も含めて、市としてどういう見解をお持ちなのかお伺いします。

○こども家庭課長（清野 悟） この制度自体は大都市圏が元になって始まった制度でございまして、まだ各都道府県には下りてきていないのですけれども、ただ、都道府県によって保育士が不足している地域があった場合には実施することができることになりまして、現状、弘前市も含めてなのですけれども、県内では保育士不足ということは聞こえてきておりません。

実際、県が実施して地域限定保育士が認定される場合においても、保育士が慢性的に不足する場合には、残業の増加や業務負担の増大によりまして、結果として離職率が高まることになると思います。保育士の質の低下を招く可能性がありますが、不足する場合、地域限定保育士も含めた人材を確保することによりまして、現場の業務負担が軽減されることになり、保育士一人一人が子供たちに向き合える時間が多くなり、手厚い保育に寄与するものと考えております。

○16番（木村隆洋委員） 先ほど冒頭でも申し上げましたが、この国の改正というのは、じょっちゅうというか、数年に一度行われているなという認識を持っています。

この地域型保育事業は、先ほど家庭的保育事業と同等だと。家庭的保育事業として、この4種類、事業所でやるとか、人数がここまでですとか、あと家でやりますみたいな、居宅訪問でやりますとか、4項目あるのですけれども、なかなか我々、この議論で出てくるのは、なじみが薄いのが、弘前市はない、ゼロだという。結局ゼロなので、言い方があれですけれども、机上のイメージと実際の現場のイメージが、どうしても浮かばないです。これまで厚生常任委員会において、この議論をすると必ず、一からの議論が何回もされることが多いというか。

弘前市では、やっぱり家庭的保育事業が、これは今もやっぱりゼロなのか。今後も、人口減というところも含めて、家庭的保育事業が弘前市で行われる可能性を、市としてどのように考えているのか。多分、個人的には、今までもゼロで来て、これがある意味、地方になじむものなのかどうかというのではなく、疑念ではないのですけれども、大都会で待機児童がかなり多かった時代の法律なのかなという気が十分しているのですが。弘前市でもずっとゼロだった、そこら辺は現在もゼロなのか。最後に、弘前市でもこういう家庭的保育事業が今後行われる可能性があるのかどうかを併せてお伺いいたします。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 今現在も家庭的保育事業は行っておりません。

やはり市の現状として、待機児童もいないと。定員がどんどん空いている、定員を減らしていく保育園のほうが多いということもあって、これ自体はそういった待機児童を解消するための補完的な事業でもあるのでしょうかけれども、市ではこれまで必要としてこなかったということで、設定していないところでありますので、今後もなかなかそういうニーズがあるかどうかとなりますと、保育園とかの経営が厳しくなってきたときに、辞めていくところが増えていったときに補完する事業として起こしていくことは想定されます。

先ほど委員がおっしゃったとおり、やっぱり都会のほうと地方とで状況が違う中、全国一律に法改正されて、当市としても、今は見込みがないとしても、一応、国の基準とか参照すべき基準に合わせておく必要があると。やっぱり条例はすぐに改正できないので、そうやって準備はしていきながらも、状況を見ますと、なかなかそういうふうにはならないのかなと。

あとは、最初のほうで地域限定保育士のお話もしていましたけれども、国家資格としての保育士、在宅の人も恐らくいるのだと思うのですが、これから働き方等を考えると、フルで働

けない人も多分いるのではないかなど。青森県においては、まだその地域限定保育士という制度はないのですけれども、もしそういう立場の人が出でてくれれば、3時間だけとか4時間だけ働くという形で、保育所も人材不足の中でも運営できるようになるのではないかなどというふうに期待は持っています。

○4番（三浦 行委員） 3点質疑いたします。

まず、地域限定保育士と保育士では、業務内容や責任に違いがあるかどうか。

また、地域限定保育士の試験の判定事務は、どちらの機関が行う予定なのか。

また、保護者への説明等は行うのかどうかお伺いします。

○こども家庭課長（清野 悟） 今の御質疑ですが、地域限定保育士は通常の保育士試験とは別に認定試験を実施しまして、これに合格すると、対象となる地域でのみ保育士と同様に業務を行うことができるものでございます。これに合格することで、保育士とみなすこととされることから、業務内容や責任は保育士と同じものとなります。

また、地域限定保育士試験につきましては、県が国へ申請しまして、必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験科目など専門的な判断を要することから、それらも含めて国が確認の上、県が認定地方公共団体となりまして試験を実施することとなります。

あと、保護者への説明等ということでございますが、今後、地域限定保育士制度が導入されたといたしましても、保育士と同様の業務をすることから、特に保護者への説明は必要ないものと考えております。

○4番（三浦 行委員） 地域限定保育士試験の判定事務は県の管轄ということで御答弁がありました。

現在、試験が行われている国家戦略特区の自治体では、地域限定保育士試験の判定事務を民間企業に委託可能としていますが、これは青森県でもそうなりますか。

○こども家庭課長（清野 悟） 今の御質疑ですが、まだ県のほうといたしましても実施する予定はないと伺っておりますので、その際には県のほうがその辺を検討して実施することとなると思いますので、どこがやるかというのは今のところ未定でございます。

○4番（三浦 行委員） 要望を申し上げます。

やっぱり若いうちに退職してしまう保育士が多いとお伺いしています。保育士の賃金引上げや配置基準等、労働環境の改善こそが必要であり、市としても国に求めていくことを要望申し上げ、質疑を終わります。

○12番（齋藤 豪委員） 虐待等の発見時の通報義務ということでお伺いします。

これまで弘前市でこういう事例があったのか。虐待を発見した場合、どのような通報システムなのか。通報した方の権利を守っていけるものか。そういうところも、もしあればお知らせください。

あと、今現在、弘前市のこの施設は足りているのか、待機児童はいるのかもお聞かせください。

あと、乳児等通園支援事業ということで、今この乳児の通園を担っている園は何か所ぐらいあるのでしょうか。

あと参考までに、この6か月から3歳児までの保育料は幾らくらい負担するものなのかお知らせください。

○こども家庭課長（清野 悟） まず、一つ目の御質疑ですけれども、保育所等における児童虐待の状況でございますが、当市の状況は、重大な事件や事故となった事案はないものの、法に

基づきまして、事実確認を行ったケースはございます。令和5年度が1件、令和6年度がゼロ件、今年度が11月30日現在で1件になっております。虐待された件数ということでございますが、これは公表されていないことから件数については把握してございません。ただし、虐待等と疑われた事案があった際には、国が作成した保育所や幼稚園等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン及び全国保育士会が作成しました人権擁護のためのセルフチェックリストを活用しながら、園内・園外研修や、園内会議での情報共有を図るなどして、虐待等の防止に努めてほしい旨、指導はしております。

次に、待機児童に関してですが、現在、弘前市はゼロでございます。

乳児等通園支援の関係ですけれども、実施施設数は、保育所が3施設、幼保連携型認定こども園が1施設、幼稚園型認定こども園が1施設、幼稚園が1施設の合計6施設で現在実施しております。

こども誰でも通園の保育料は各施設で決めることとなっておりますが、上限は1時間当たり300円となっております。

○12番（齋藤 豪委員） それこそ虐待等は、義務化されてもなかなか、先生側から私がやりましたということもないでしょうし、保育園等の場合、なかなか父兄の目も行き届かないといった観点から、そういう施設にはカメラの義務づけとかはないものなのでしょうか。

○こども家庭課長（清野 悟） カメラの設置義務ということでございますけれども、特にその義務化はしておりません。

先ほどの質疑についてですけれども、通報は匿名でもできますので、その辺は事実確認が必要な情報の収集、調査を行いまして、県とも情報共有いたしまして対応しております。

○12番（齋藤 豪委員） ぜひとも、乳児1時間300円といえども、できれば親御さんの負担がない弘前市であってほしいなというのを要望したいと思います。

○23番（石岡千鶴子委員） 地域限定保育士の件なのですけれども、先ほど部長が、今それほど問題にはなっていないけれども、子供たちの人数が減ってきて、経営がちょっと悪化した場合に、もしかするとこの地域限定保育士の数が増えるかもしれないというような話をされたのですが、保育士は勉強をして国家試験を受けているのですけれども、これは国が示したテストを受けて合格すればすぐになれるわけですね。

そうすると、年齢とか、同じ仕事をされると言いましたけれども、同じ仕事はするけれども給与格差があるとか、労働環境にもちょっと差があるとか、そういう保育士の補助労働としてこれが採用されているという認識でいいですか。

○健康こども部長（佐伯尚幸） まず、委員が今おっしゃった、保育所がだんだんなくなつていって、それを補完する形でというのは、家庭的保育事業のお話をしています、市が行う、子供を預かる事業なのですけれども、これは保育所がだんだん少なくなつていくと、市でもそういうのも立ち上げなければいけないかなという話をしたところで、地域限定保育士の話ではないです。

その地域限定保育士のお話は、待遇等は保育士と同等で、委員が今おっしゃっているのは、保育士の仕事を補完するような意味でということだと思うのですが、もし青森県でそういう事業をやるとすると、県内限定で働くと。保育士であれば国家資格なのでどこでもいいのですけれども、先ほど課長から話しましたとおり、責任とか待遇とかは同等になるということで、恐らくこれは保育士が不足している地域で先行してやられていることが全国的に一律で同じなので、何かこの辺の地方にはなじまないところがあるかもしれませんけれども、おっしゃいま

すとおり、そういう保育士を補完する目的で人材を確保する制度だと考えております。

○23番（石岡千鶴子委員） ちょっと一つ、年齢は何歳になってもいいですか。

○こども家庭課長補佐（太田宏之） 年齢等の制限なく受験はできますし、通常の保育士の免許の日程と別日程で地域限定保育士の日程を組めば、例えば今まで回数が2回だった受験回数が1回増えるというメリットもございますので、そういう面でも保育士になりたいという方が増える、保育士の資格を取れる方が増えるというメリットもあるかなというふうに考えております。

○委員長（成田大介委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○4番（三浦 行委員） 議案第126号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論します。

全国各地で切実な保育士不足に対応するためとして、各自治体で地域限定保育士を一般制度化としています。保育士不足の原因は、賃金が他産業より低いことや、保育士一人でたくさんの子供たちを見なければならない配置基準の不十分さ等、労働環境の劣悪さにあります。これまで公立保育園を削減し、規制緩和で保育の分野に営利企業の参入を拡大し、企業が人件費を削って利益を上げることを進めてきた保育政策の結果、こうした状況が生まれました。

また、地域限定保育士の試験は保育士とほぼ同じですが、各自治体が指定する講習を受ければ実技試験が免除になるとお聞きしました。

また、現在、地域限定保育士試験の行われている国家戦略特区の自治体では、地域限定保育士試験の判定事務を民間企業に委託可能としており、営利企業の参入を拡大し、人件費削減を優先する保育政策の延長になります。

それらのことは、保育の質や専門性を損なう不安が少々あります。

真剣に、保育士の賃金引上げやさらなる配置基準の改善、また、有給・産休・病休を取りやすい環境整備、それらこそが保育士不足の根本的な解決策であることを市として国に求めていくことを要望申し上げ、反対討論とします。

○3番（志村洋子委員） 私からは、議案第126号弘前市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案について、賛成の立場で意見を申し上げます。

本条例案は、児童福祉法の一部改正により、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする地域限定保育士が一般制度化され、都道府県等が認定地域公共団体となり地域限定保育士を認める新たな制度との説明でした。

地域限定保育士になるために実施される試験は、必要な知識及び技能を判定する試験として適当であるかを国が確認し、認定地方公共団体が実施するものであり、専門性は確保されるものと考えます。

また、地域限定保育士が増えることにより、現場の業務負担が軽減され、保育士一人一人が精神的な余裕を持って子供たちに向き合うことができ、手厚い保育環境の整備につながると考えることから、理事者側の説明は十分に理解できるものであります。

以上のことから、本案に賛成するものでございます。

○委員長（成田大介委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成田大介委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

---

#### 請願第2号 地域の医師不足解消に関する請願書

---

○委員長（成田大介委員） 次に、請願第2号地域の医師不足解消に関する請願書を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ありませんか。

○4番（三浦 行委員） 私は、請願第2号地域の医師不足解消に関する請願書に賛成の立場から討論いたします。

当市でも高齢化が進む中、地域医療はますます重要になり、需要は増加しています。

しかし、国が進める医療提供体制縮小の中で、医師数は抑制されてきました。

当市では、夜間・救急・産科・小児科など、特に負担の大きい診療科で医師不足が顕著であり、地域の衰退と住民の健康・生命に直結する重大な問題です。

地方自治体として強い意志を持って対策を講じる必要があり、本請願は極めて妥当であり、採択すべきものと考えます。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○12番（斎藤 豪委員） ただいま議題となっております地域の医師不足解消に関する請願につきまして、反対の立場から討論を行います。

本請願は、地域医療の現場が直面している医師不足の深刻さを踏まえたものであり、その問題意識については理解し、共感する部分もあります。地方における医師不足は、本市においても重要な課題であります。

一方で、国においては現在、医師偏在対策や医師需給の在り方について、継続的な検証と制度の見直しが進められている状況にあります。2024年には総合的な対策パッケージが示され、医学部定員の在り方も含め、今後の方向性が検討されているところであります。

本請願が求める医学部定員の増員は、医師養成に長い期間を要し、教育体制や財政負担なども含め、国全体で慎重に議論すべき課題であります。現時点で、地方議会として特定の方向性

を求める意見書を提出することは、やや時期尚早ではないかと考えます。

医師不足の解消には、医師数の問題に加え、働き方改革や医療体制の整備など、総合的な取組が必要であり、今後の国の動向を注視していくことが重要です。

以上の理由から、本請願については、現段階では反対の立場を取るものであります。

○委員長（成田大介委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成田大介委員） 起立少數であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

---

### 請願第3号 地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める請願書

---

○委員長（成田大介委員） 最後に、請願第3号地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める請願書を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ありませんか。

○4番（三浦 行委員） 私は、請願第3号地域医療を守るための社会保障制度の拡充を求める請願書に、賛成の立場から討論いたします。

当市において、医療機関では、機材や経費全般の大変な高騰があり、医療従事者の賃上げも必要です。

しかし、国が決める診療報酬がこの病院の経費高騰をまともに反映せずに低く抑えられているために、急激に病院の経営悪化が進み、地域医療は今まさに危機的状況にあります。

本請願では、物価と人件費の上昇に見合った診療報酬の引上げを求めるなど、地域医療を持続可能なものにするために、医療・介護・福祉制度の拡充と必要な財源の確保を国や自治体に求めていきます。これは現場の声に基づいた極めて妥当な要望であり、地域住民が安心して医療を受けられる環境を守るために必要な取組です。

社会保障制度の充実は単なる負担ではなく、地域の未来への投資です。地域医療が安定すれば、子育て世代も高齢者も安心して暮らすことができ、当市の活力にもつながります。地方自治体として、住民の生命・健康を守る責務を果たすためにも、この請願を採択し、国や関係機関に対して強く働きかけていくべきです。

以上の理由から、本請願は採択すべきものと考えます。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○16番（木村隆洋委員） ただいま議題となっております地域医療を守るための社会保障制度の

拡充を求める請願につきまして、反対の立場から討論を行います。

まず、地域医療が住民の命と健康を支える重要な基盤であり、医療現場が物価高騰や人件費の上昇などにより厳しい環境に置かれていることについては、十分に理解し、共有するものであります。

一方で、社会保障制度や診療報酬の在り方は、国全体の医療提供体制、財政運営、さらには将来世代への負担にも直結する重要な政策課題であります。

国においては、現在、令和8年度診療報酬の改定に向けて審議を行っており、今月8日、厚生労働省は社会保障審議会医療部会を開催し、診療報酬改定への基本方針が了承されたところであります。現在、改定率の決定に向けて審議を重ねており、その推移を踏まえて判断すべきと考えます。

こうした中で、本請願が求める診療報酬の引上げや社会保障費抑制政策の転換については、地方議会として一律に要望するのではなく、国の検討状況や制度全体のバランスを十分に踏まえ、慎重に判断する必要があると考えます。

地方自治体の役割は、国の制度を尊重しつつ、地域の実情を丁寧に伝え、既存の支援策を最大限活用していくことであり、現時点において、本請願に賛同することは適切ではないと判断いたしました。

以上の理由から、本請願については反対といたします。

○委員長（成田大介委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成田大介委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（成田大介委員） 起立少數であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時03分 散会】